

網走市立呼人小中学校 いじめ防止基本方針

平成26年4月施行（令和4年2月一部改訂）

■ いじめ防止に対する基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものである。

『いじめ防止対策推進法』平成25年9月28日施行より

第1章より

<目的>

いじめを受けた児童が、教育を受ける権利を著しく侵害され、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を受け、その生命または身体に重大な危険を生じさせることなく、その尊厳を保持するため、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進する。

<いじめの定義>

当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

<具体的ないじめの態様>

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間外れ、集団による無視
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり蹴られたりする
- ・金品をたかられる、金品を隠されたり、盗まれたり壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをさせられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で誹謗中傷や嫌なことを言われる 等

本校においては、全ての教職員が「いじめの芽はどの児童生徒にも生じ得るという緊張感を持ち、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすること」、「全ての児童生徒がいじめを行わないよう、いじめの問題に関する児童生徒の理解を深めること」、「いじめを受けた児童生徒の生命及び心身を保護するため、社会題に関する児童生徒の理解を深めること」、「いじめを受けた児童生徒の生命及び心身を保護するため、社会全体でいじめの問題を克服すること」の基本理念を共有し、全校児童生徒がいじめのない明るく楽しい学校生活を過ごすことができるようにすることをねらいとして、「網走市立呼人小中学校いじめ防止基本方針」を策定する。

いじめを生まない土壌を作るためには、学校・家庭・地域が一体となって一過性ではなく、継続的に取り組むことが必要であることから、以下の6点によって「いじめ防止対策の取組」を推進する。

【いじめ防止対策の取組】

- 1 いじめの未然防止に向けた日常の取組
- 2 いじめ対策の組織の確立
- 3 いじめの早期発見の措置
- 4 いじめに対する措置
- 5 重大事態への対応
- 6 学校評価の充実

1 いじめの未然防止に向けた日常の取組

- (1) 児童生徒一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ① 児童生徒相互が、お互いのよさや個性を認め合い、思いやりの溢れる学び合う学級経営に努める。
 - ② 児童生徒一人一人の居場所があり、集団としての高まりや感動のある学校行事、児童会・生徒会活動に努める。
 - ③ 認め合い、励まし合い、助け合いの態度が育つ集団活動の創造・展開及び学校行事の充実に努める。
- (2) 「道徳教育の全体計画」に基づき、「自他の生命を尊重し、健康で明るく豊かな心を持ち、たくましく生きようとする態度を育てる」を培う道徳教育を推進する。
- ① 「他者、集団や社会に関すること」〈「親切・思いやり」「信頼友情」「公正、公平、正義」「役割、責任」〉に重点を置き、日常化、実践化を図る道徳教育の指導の充実に努める。
 - ② 「道徳」の授業を公開し、家庭や地域と連携した指導に努める。
 - ③ ボランティア活動の充実に努める。(クリーン作戦、福祉にかかわる学習等)
- (3) 児童生徒一人一人が自分の学びに自信を深め、学習に取り組むことができる教育課程の実践及び授業改善に努める。
- ① 児童生徒一人一人の学習状況を的確にとらえ、児童生徒自身が学習の成果を明確に自覚できる教育実践に努める。
 - ② 児童生徒が自分の学びの価値を実感できる体験的な活動、総合的な学習の時間の指導の充実に努める。
 - ③ 教科、特別の教科道徳、総合的な学習の時間、特別活動、外国語活動において、交流場面の設定、自己評価・相互評価の活動を活用し、児童生徒の有用感、達成感を高める。
- (4) 児童生徒主体による「いじめ防止」の活動を充実させる。
- ① 「あいさつ運動」等のコミュニケーション活動の充実
 - ② 集団でのかかわり、仲間づくりを進める各委員会主催のイベントの実施や異学年による集団活動・遊びの奨励
 - ③ 「網走市子ども会議」「豊かな心を育てる小中学生意見発表会」「生徒会サミット」等への児童生徒の参加
 - ④ 「縦割り班活動(小学校)」の効果的活用による人間関係調整力の育成

(5) 教職員にいじめを防止することの重要性に関する理解を深める。

- ① いじめ防止をテーマにした研修会の実施（年2回の研修の実施、各部会の活用）
- ② いじめ防止に関わる事例に関する情報提供及び啓発

(6) 保護者、地域と「いじめ防止」に関しての連携を図る。

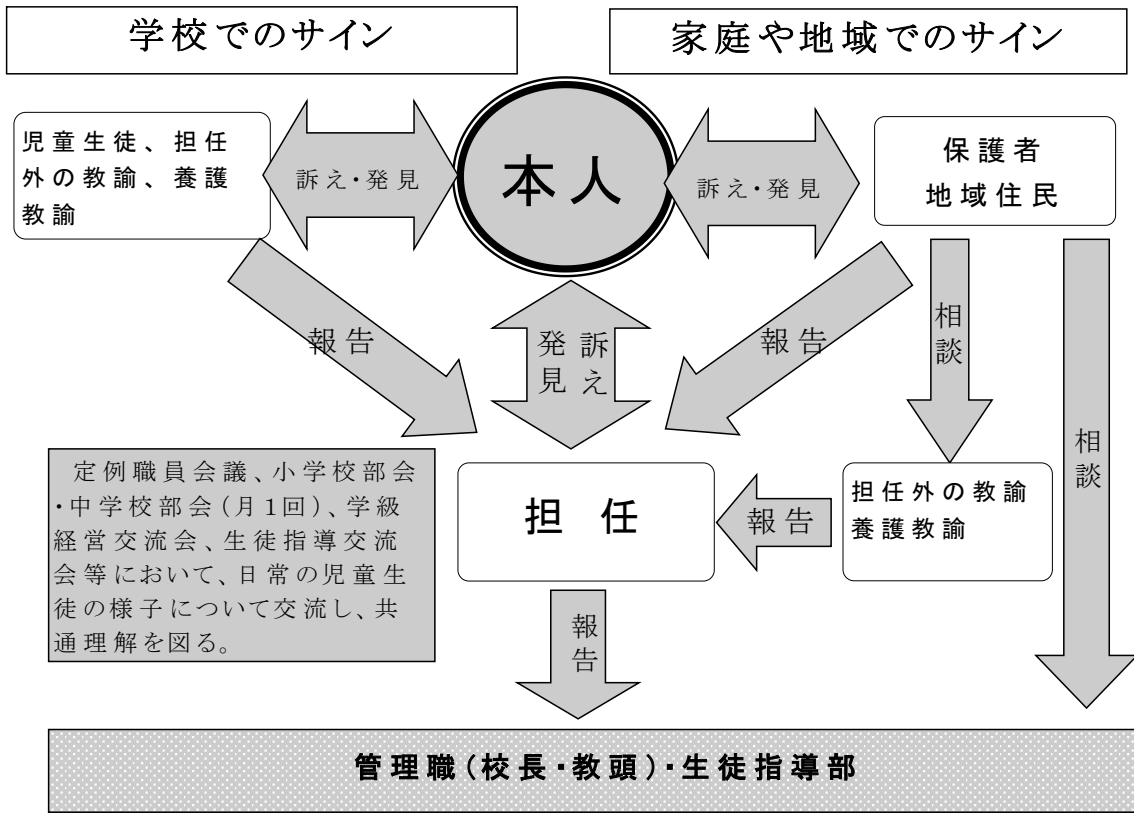
- ① 学校だよりの地域全戸配布、参観日懇談会の開催による啓発
- ② 「網走市立呼人小中学校のいじめ防止基本方針」及び、取組についての学校評価の公表
- ③ 家庭訪問、個人懇談会による家庭との連携の強化
- ④ 網走市生徒指導担当者連絡協議会の活用
- ⑤ 地域行事への積極的な参加
- ⑥ 携帯電話、インターネット、ゲーム等の約束づくりの徹底（「生活リズムチェックシート」の活用）
- ⑦ 学校運営協議会での意見聴取
- ⑧ 「教育に関する保護者アンケート」の実施

(7) 客観的な指標による人間関係の把握

- ① Q-U 調査の実施による生徒指導交流
- ② 「ほっと」等、客観性を持った資料を活用した児童生徒交流
- ③ 該当児童生徒に対する小中教諭が協力したアセスメントの実施。

2 いじめ対策の組織の確立

未然防止の取組・早期発見の取組



早期解決・再発防止

【いじめ対策組織】(組織的な対応と教育的配慮)

- 校長
- 教頭
- 担任・副担任
- 生徒指導部
- 養護教諭
- スクールカウンセラー
- 家庭児童教育相談員
- PTA会長
- 学校運営協議会会長

- 状況把握状況把握
 - ・被害児童生徒の状況確認
 - ・加害児童生徒の状況確認
 - ・周囲の児童生徒の状況確認
 - ・保護者の状況確認
- 指導方針及び指導対応の確認
 - ・いつまでに、どこで、誰が
 - ・どのような方針で、どのような対応

- 正確な事実確認
- 面談、アンケート、教育相談の実施
- ・ 加害児童生徒、被害児童生徒、傍観児童生徒の確認
- ・ 場所、時刻等の確認
- ・ 内容、期間、背景、容認等の確認

被害児童生徒対応	加害児童生徒対応	傍観児童生徒対応	保護者への対応	マスコミへの対応
学級担任	学級担任	学級担任	学級担任	校長
副担任	副担任	副担任	副担任	教頭
養護教諭	生徒指導部	生徒指導部	生徒指導部	
カウンセラー			教頭(校長)	
教頭				

3 いじめの早期発見の措置

- (1) 「いじめの早期発見チェックリスト」を活用し、日常的な状況把握に努める。
- (2) 休み時間等も児童生徒から目を離すこと無く、児童生徒理解に努める。
- (3) 職員会議、小学校部会及び中学校部会、学級経営交流会、生徒指導交流会の際には、気になる児童生徒の様子を交流し、情報の共有化を図る。
- (4) 年2回の「いじめアンケート」（5月、10月）の実施
- (5) 生徒対象の教育相談週間の実施（児童生徒の状況に応じて、教頭・教育相談担当教諭・養護教諭も加わる）。
- (6) 保健室における児童生徒の様子把握、カウンセリング
- (7) スクールカウンセラーの活用
- (8) 積極的な認知に努め、児童生徒の安全を確保する組織的な取組を進める。

4 いじめに対する措置

- (1) 被害児童生徒への対応
 - ① つらい気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る。
 - ② 「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝え、仕返し等の不安を取り除き、具体的支援内容を示し、学校は味方であることを示す。
 - ③ 必ず解決できる希望がもてることを伝える。
 - ④ 自信をもたせる言葉をかけるなど、自尊感情を高めるよう配慮する。
 - ⑤ 自立を支援し、自己理解を深め、いじめを克服させる。
- (2) 加害児童生徒への対応
 - ① 頭ごなしに決めつけず、事実関係、いじめた気持ち、背景にも目を向け指導する。
 - ② いじめは決して許されない行為であることを気づかせ、いじめられる側の気持ちを認識させる指導をする。
 - ③ 毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させるとともに粘り強い指導を行う。
 - ④ 犯罪行為や児童生徒の生命等に重大な被害が生じる場合は速やかに警察への相談、通報し、関係機関と連携する。
※詳細については、「5 重大事案への対処」に記載
 - ⑤ 表面的な解決だけを見ず、継続的に必要な指導を行う。
- (3) 傍観児童生徒（学級、学年、全校児童生徒）への対応
 - ① 当事者だけの問題にとどめず、学級及び学年、学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲介者への転換を促す。
 - ② 見て見ぬふりをする行為も、いじめを肯定していることを理解させる。
 - ③ クラスで被害児童生徒の心の苦しさを理解させるとともに、止められなかった心の弱さにも焦点を当てながら指導する。
 - ④ いじめに関する体験事例、児童生徒作文などの資料をもとに、いじめについて話し合い、自分たちの問題として意識させる。
- (4) 被害児童生徒の保護者への対応
 - ① 速やかに、正確な事実を伝え、今後の対応について保護者の思いを聞き、誠意あ

る対応で信頼関係を構築する。

- ② いじめを防止する方法について、保護者と協議する。
- ③ 学校の方針の理解を求める。
- ④ 家庭との連携を継続する。

(5) 加害児童生徒の保護者への対応

- ① 速やかに正確な事実を伝え、家庭での話し合いを促す。
- ② 保護者の心情を理解し、訴えを十分に聞く。
- ③ いじめを防止する方法について、保護者と協議する。
- ④ 具体的な助言を伝え、立ち直りへ協力を求める。
- ⑤ 被害児童生徒への謝罪等について話し合う。

(6) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

児童生徒及び保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処できるように、必要な啓発活動として外部講師を招き、インターネットや携帯電話の情報モラルの研修会等を行う。

併せて、北海道教育委員会の通知に基づき、職員によるネットパトロールを恒常的に実施する。

(7) いじめの解消

いじめの解消については、次の2つの要件が満たされていることと、必要に応じ、被害児童生徒と加害児童生徒との関係修復状況など他の事情も勘案して判断する。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、網走市教育委員会や「学校いじめ対策組織」の判断により、より長期の期間を設定するものとする。教職員は、3か月の経過を最低基準に、事案に応じた期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。「学校いじめ対策組織」においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し実行する。

いじめの解消の見極めに当たっては、学校や保護者のほか、「学校いじめ対策組織」を活用し、必要に応じてスクールカウンセラーなどを含めた集団で判断する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消

している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性やいじめを受けたことによる心理的な影響が容易には消えない場合も十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する。

5 重大事態への対処

(1) 重大な事態が発生した場合は、直ちに網走市教育委員会に報告する。

(ア)児童生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑い

- ・自殺を企図した場合
- ・身体に重大な障害を負った場合、
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

(イ)相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い

- ・年間30日を目途とする。
- ・教育委員会は保護者、児童生徒からの上記重大な被害の申し立てがあった場合は学校の意向に関わらず重大事態として扱い迅速に調査に着手

(2) 網走市教育委員会と協議の上、当該事案に対処する方針を決定する。

(3) 事実関係を明確にするために、調査組織による調査を実施する。

※調査組織：いじめ対策委員会に網走市教育委員会の方針の基、スクールカウンセラー、弁護士、心理の専門家、医師等の北海道いじめ問題支援外部専門家チームが加わる。

(4) 調査結果については、いじめを受けた児童生徒、及びその保護者に対して事実関係、その他必要な情報を適切に提供する。

(5) 調査結果を網走市教育委員会に報告する。いじめを受けた児童生徒、保護者が希望する場合は、いじめを受けた児童生徒または保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

(6) 調査結果を踏まえた必要な措置を講じる。

6 学校評価の実施(PDCA)サイクルによる点検・見直しの実施)

(1) いじめの実態把握、いじめに対する措置を適切に行うため、学校評価に次の項目を設定し、自校の取組を評価、改善するとともに本指針の改善を図る。

- ①学校評価(自己評価)「内面指導と生徒指導は充実し、子ども同士の関係はよい。」
- ②保護者アンケート「お子さんは、友だちや先輩とよい関係を築いている。」
- ③児童生徒アンケート「仲良しの友だちや信頼できる友だち関係ができています。」

(2) 学校職員人事評価制度のもと、いじめ対応に関する教職員評価(具体的な目標、目標達成のための取組方法等、自己評価)について面談による指導を適切に実施する。

(3) 年度当初に外部に改善点を明確にして改めて周知する。